

岐阜県の最低賃金一覧

◎地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額 (時間額)	改正発効日	岐阜県最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されます。ただし、下欄に掲げる産業に従事する労働者は、該当する特定(産業別)最低賃金と岐阜県最低賃金を比較して、いずれか高い方が適用となります。
岐阜県最低賃金	950円	R5.10.1	

◎特定(産業別)最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額 (時間額)	改正発効日	適用除外労働者 (岐阜県最低賃金が適用されます。)
岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	965円	R5.12.21	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ・清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ・電球・電気照明器具製造業で働く者 ・手作業による、選別、包装又はこれらに附帯する業務に主として従事する者 ・卓上において、手作業により又は小型手持動力機、操作が容易な小型機械若しくは手工具を用いて行う巻線、組線又は組付の業務に主として従事する者
岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金	1,005円	R5.12.21	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ・清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ・手作業による、選別、包装又はこれらに附帯する業務に主として従事する者 ・卓上における手作業による軽易な業務又は小型機械若しくは手工具を用いて行う軽易な部品加工又は組付の業務に主として従事する者
岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金	1,031円	R5.12.21	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ・清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ・手作業による、選別、包装又はこれらに附帯する業務に主として従事する者 ・卓上における手作業による軽易な業務又は小型機械若しくは手工具を用いて行う軽易な部品加工又は組付の業務に主として従事する者

- 注1 使用者は、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 注2 複数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが実質的に適用されます。
- 注3 派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。
- 注4 実際に支払われる賃金額と最低賃金額の比較方法
- ・時間給の場合は、時間給と最低賃金額を比較します。
 - ・月給等の場合は、所定内賃金から3手当(精皆勤手当、通勤手当及び家族手当)を差し引いた賃金額を1時間当たりの金額に換算して最低賃金額と比較します。

この一覧表を常時作業場の見やすい場所に掲示してください

WEBで確認!

最低賃金に関する
特設サイト

最低賃金制度

検索



最低賃金に関するお問い合わせは
岐阜労働局賃金室または
最寄りの労働基準監督署へ

岐阜労働局 賃金室

検索



賃金引上げ特設ページ
賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ

検索



岐阜労働局賃金室

電話 058-245-8104

岐阜労働局 労働基準監督署